

群馬県告示第〇号

令和〇年〇月〇日

# 第五種共同漁業

# 内水面漁場計画

(案)

群馬県

1 公示番号  
共第1号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期                           |
|---------|--------|---------------------------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ます漁業   | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
|         | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | おいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うなぎ漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | わかさぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | かじか漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |

(2) 漁場の位置

沼田市、利根郡みなかみ町、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村

(3) 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線（JR東日本上越線第4利根川橋梁下流端）から上流の利根川本流及びその支流（清水沢、大木平沢、戸島沢、入沢川、藤坂沢、恐怖沢川、大日沢川、片品川、三室沢、阿岨沢、阿曾沢、白沢川、瀬沢、赤城川、根利川、高沢川、赤城沢、高泉川、子捨沢、ヒヤ沢、大立沢、照尾沢、茂沢、二又沢、倉見沢、桜沢、新地川、近寄沢、万古田沢、唐沢、宮沢、十二沢、栗原川、トマ半行沢、オク半行沢、シラクラ沢、栄沢、ケヤキ沢、ツバメ沢、砥沢、八林班沢、不動沢、小沢川、坪川、セッツ沢、小豆沢、小田倉沢、マヘ沢、イワカケ沢、サブユ沢、ナガイノ沢、津室沢、三重泉沢川、三俣沢、湯之沢、宮沢、塗川、綱沢川、僧之沢、大沢、十二沢、荒砥沢、西俣沢、東俣沢、草倉川、江戸沢、瀬峰沢、大立沢、北上沢、不動沢、小立沢、小川、大沢、小助沢、香沢、滝沢、仁下又沢、赤沢、ダゴシ沢、寺沢、白井沢、サク沢、塩沢、金井沢、車沢、古父山沢、笠科川、硫黄沢、大久保沢、丸山沢、西栗沢、小赤沢、津奈木沢、ナメ沢、戸倉沢、ウルシ沢、フノウシロ沢、尾名沢、大清水沢、根羽沢、井戸沢、原沢、湯沢、一之瀬川、トマブドウ沢、中ブドウ沢、沖ブドウ沢、柳沢、センノ沢、中ノ岐沢、小淵沢（ニゴリ沢）、彦乙丞沢、東岐沢、北岐沢、入沢川、温湯川、薄根川、滝坂川、発知川、大倉沢、九曲沢川、富士見川、上中沢、戸沢、鹿俣沢、田沢川、今宮川、蓬田沢、小田川、溝又川、滝ノ沢、桜川、平石川、岩倉沢、田代川、赤倉川、川場谷、四釜川、小沢川、ノボネ沢、中丸、板沢、立の沢川、大沢田沢、観音沢、湯舟沢、後沢、赤谷川、中後沢、境沢、梅沢、花の木沢、車沢、砂原沢、唐沢、宮沢、奈女沢、須川川、大洞沢、不動滝沢、西峰須川、琴木沢、遠永沢、高萩沢、遊神沢、西の沢、白狐沢川、下之沢、柳沼沢、七ツ釜沢、十二河原沢、前の沢、薄倉沢、大峰沢、空振沢、西川、合瀬沢、セキヤ沢、赤沢、法師ノ沢、ムタコ沢、秋小屋沢、葦ノ沢、手道沢、あみだ沢、富士新田沢、茂倉沢、大出俣沢、八木沢、渋沢、金山沢、寺沢、新田沢、真沢川、森原沢、勝浜沢、小川、前の沢、戸倉沢、戸谷沢、塩沢、吉平沢、写保ノ沢、奈女沢、寺間沢、栗生沢、母谷沢、小日向沢、阿能川、かの沢、谷川、恋沢、保登野沢、湯桧曾川、赤沢、仙ノ沢、西黒沢、東黒沢、一ノ倉沢、芝倉沢、大倉沢、武能沢、中ノ沢、栗沢、大倉沢、長沢、夜後沢、武尊川、名倉沢、宝川、大芦沢、檜俣川、湯ノ小屋沢川、戸沢、咲倉沢、手小屋沢、木の根沢、大倉沢、大沢、スゲノ沢、洗ノ沢、座座良沢、小井戸沢、小石沢、大石沢、ヘイブル沢、狩小屋沢、芦沢、角無沢、小沢、矢木沢、小白沢川、白ビ沢、コツナギ沢、奈良沢、小沢、幽の沢、大白沢、西千ヶ倉沢、上ノ俣沢、割沢、赤倉沢、小穂口沢、水長沢、越後沢）

基点第1号 渋川市赤城町棚下字綾戸579番37（利根川左岸）

基点第2号 沼田市岩本町字柿平572番2（利根川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

沼田市、利根郡みなかみ町、利根郡片品村、利根郡川場村、利根郡昭和村

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第2号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期                           |
|---------|--------|---------------------------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ます漁業   | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
|         | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | おいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うなぎ漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |

(2) 漁場の位置

渋川市、吾妻郡東吾妻町、北群馬郡吉岡町

(3) 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号を結んだ線（JR東日本上越線第4利根川橋梁下流端）から基点第3号と基点第4号を結んだ線（坂東大堰上流端）までの利根川本流及びその支流（東川、平沢川、基点第5号と基点第6号を結んだ線（金井発電所取水口の堰堤上流端）から下流の吾妻川、関口沢、沼尾川、金沢川、栗の木川、沼尾川）並びに基点第7号と基点第8号を結んだ線（常法院橋上流端）から上流の午王川及び茂沢川並びに基点第9号と基点第10号を結んだ線（国道291号線上流端）から上流の橘川並びに基点第11号と基点第12号を結んだ線（滝の沢川橋側道橋（上）下流端）から上流の滝の沢川

|        |                      |          |
|--------|----------------------|----------|
| 基点第1号  | 渋川市赤城町棚下字綾戸579番37    | (利根川左岸)  |
| 基点第2号  | 沼田市岩本町字柿平572番2       | (利根川右岸)  |
| 基点第3号  | 渋川市北橋町真壁字寄居2249番     | (利根川左岸)  |
| 基点第4号  | 渋川市半田字元中島2826番1      | (利根川右岸)  |
| 基点第5号  | 渋川市村上字甲里3699番1       | (吾妻川左岸)  |
| 基点第6号  | 吾妻郡東吾妻町大字箱島字下河原346番  | (吾妻川右岸)  |
| 基点第7号  | 渋川市大字半田字向畑1749番1     | (午王川左岸)  |
| 基点第8号  | 渋川市大字半田字向畑1482番8     | (午王川右岸)  |
| 基点第9号  | 渋川市北橋町下箱田字岩上625番217  | (橘川左岸)   |
| 基点第10号 | 渋川市北橋町下箱田字岩上625番126  | (橘川右岸)   |
| 基点第11号 | 渋川市半田字東田3445番3       | (滝の沢川左岸) |
| 基点第12号 | 北群馬郡吉岡町大字漆原字大石2525番1 | (滝の沢川右岸) |

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

渋川市、吾妻郡東吾妻町、北群馬郡吉岡町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第3号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | こい漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | おいかわ漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | どじょう漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | なまず漁業                 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

渋川市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、北群馬郡吉岡町、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町

(3) 漁場の区域

次の基点第3号と基点第4号を結んだ線（坂東大堰上流端）から基点第13号と基点第14号を結んだ線（五料橋下流端）までの利根川本流及びその支流（藤川、東藤川、端気川、櫛島用水、午王頭川、吉岡川、駒寄川、自害沢川、基点第11号と基点第12号を結んだ線（滝の沢川橋側道橋（上）下流端）から下流の滝の沢川、基点第9号と基点第10号を結んだ線（国道291号線上流端）から下流の橘川、基点第7号と基点第8号を結んだ線（常法院橋上流端）から下流の午王川）並びに広瀬川及びその支流（葦川、葦川放水路、粕川、西桂川、桂川、石田川、鎚木川、蕨沢川、兔川、山伏川、大猿川、大川、蛇川、赤坂川、平釜川、荒砥川、宮川、大穴川、鳴沢川、芳見沢川、神沢川、能満寺川、金蔵院川、東神沢川、二本木川、桃ノ木川、清水川、寺沢川、藤沢川、金丸川、竜の口川、鎌倉川、赤城白川、観音川、大堰川、細ヶ沢川、法華沢川）並びに滝川及びその支流（八幡川、天神川、蛇ヶ見川）

|        |                      |          |
|--------|----------------------|----------|
| 基点第3号  | 渋川市北橋町真壁字寄居2249番     | (利根川左岸)  |
| 基点第4号  | 渋川市半田字元中島2826番1      | (利根川右岸)  |
| 基点第7号  | 渋川市大字半田字向畑1749番1     | (午王川左岸)  |
| 基点第8号  | 渋川市大字半田字向畑1482番8     | (午王川右岸)  |
| 基点第9号  | 渋川市北橋町下箱田字岩上625番217  | (橘川左岸)   |
| 基点第10号 | 渋川市北橋町下箱田字岩上625番126  | (橘川右岸)   |
| 基点第11号 | 渋川市半田字東田3445番3       | (滝の沢川左岸) |
| 基点第12号 | 北群馬郡吉岡町大字漆原字大石2525番1 | (滝の沢川右岸) |
| 基点第13号 | 伊勢崎市柴町字八幡1212番1      | (利根川左岸)  |
| 基点第14号 | 佐波郡玉村町大字五料字町北1073番1  | (利根川右岸)  |

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

渋川市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、北群馬郡吉岡町、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第4号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | こい漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | おいかわ漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業                 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

吾妻郡東吾妻町、吾妻郡中之条町、吾妻郡高山村、吾妻郡長野原町、吾妻郡草津町、吾妻郡嬭恋村

(3) 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号を結んだ線（金井発電所取水口の堰堤上流端）から上流の吾妻川本流及びその支流（鳴沢川、千沢川、奥田川、泉沢川、西川、名久田川、蟻川、赤坂川、加賀沢川、清河沢川、赤狩川、火之口川、判形沢川、梅沢川、役原川、五領川、古寺川、大泉寺川、桃瀬川、胡桃沢川、四万川、大竹川、門野川、上沢渡川、寺社原沢、反下川、中野沢、滑沢、唐沢、中尾沢、蛇野沢、唐松沢、五輪沢、マクノ岩沢、不動沢、茨沢、馬船沢、仙の沢、矢倉沢、途中沢、ドウス川、榛ノ木沢、石頭沢、新湯川、小倉沢川、戸沢川、赤岩沢、日向見沢川、ブナグチ沢、ブドウ沢、ミズ沢、須郷沢川、寺沢川、深沢川、田中沢川、本田中沢、不動沢、温川、玉沢川、大谷沢川、堂満沢川、見城川、堀の内川、大沢川、西仏川、今川、太子平沢、二重沢、障子畝沢、関谷川、矢久沢川、胡桃沢川、吸入川、エビガ沢、滝ノ沢、大石沢、万木沢、大沢川、石止沢、細谷川、大沢川、雁ヶ沢川、鍛冶屋沢川、久保森沢川、不動沢川、熊川、鬼石沢、北沢、押手沢、地蔵川、堀切沢川、胡桃沢、空色沢、小矢沢、片蓋川、赤川、小宿川、小菅沢、濁沢、立野川、赤川、小滝沢、みょうばん沢川、今井川、滝ノ沢、小熊川、万座川、鰻沢、カブリリッチョ川、魚沢、松尾沢川、トックリ川、牛首川、新川、赤沢川、不動沢川、小屋ヶ沢、高羽根沢、大堀川、干俣川、お宮川、馬洗井戸川、松の木沢、キリゴミ沢、宇田沢、立坪川、空沢、本沢、泉沢、東泉沢、西泉沢、小武川、三ツ子川、大横川、ウダラ川、大沢川、治郎兵衛川、湯尻川、小在池川、鳥居川、ザッコ川、白砂川、駒倉沢、深沢、矢ノ下沢川、至球川、水戸沢川、ズウズウ沢川、駒ヶ沢川、狩宿川、目洗川、小雨川、弁天川、鍋割沢川、八石沢川、依田尾川、長笹沢川、矢倉川、白味田沢、ホウゾウ沢、ミウラ沢、ゲタキ沢、八間沢、木戸沢、黒渋川)

基点第5号 渋川市村上字甲里3699番1 (吾妻川左岸)

基点第6号 吾妻群東吾妻町大字箱島字下河原346番 (吾妻川右岸)

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

吾妻郡東吾妻町、吾妻郡中之条町、吾妻郡高山村、吾妻郡長野原町、吾妻郡草津町、吾妻郡嬭恋村

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第5号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | こい漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | おいかわ漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | どじょう漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | わかさぎ漁業                | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、佐波郡玉村町、甘楽郡甘楽町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村

(3) 漁場の区域

次の基点第15号と基点第16号を結んだ線（群馬県と埼玉県の間境）から上流の鳥川本流及びその支流（温井川、中川、井野川、一貫掘川、一貫掘放水路、染谷川、道木掘川、牛池川、正観寺川、天王川、唐沢川、早瀬川、東谷川、大清水川、天神川、鑄川、鮎川、猿田川、土合川、矢田川、西谷川、越沢川、足沢川、大沢川、長根川、八束川、東谷川、申田川、天引川、庭谷川、三途川、堂の入川、坂口川、白倉川、星川、蕨川、藤木川、小桑川、桑原川、高田川、丹生川、打越川、駒寄川、大牛川、諸戸川、菅原川、大桁川、矢沢川、雄川、裏根川、萩の久保沢、赤谷川、潤沢川、下川、城川、浅香入川、野上川、岩染川、黒田川、立沢川、蚊沼川、中沢川、横瀬川、蒔田川、千沢川、栗山川、高倉川、南牧川、青倉川、桑本川、平原川、大萱川、大塩沢川、小塩沢川、桧沢川、桐沢川、大仁田川、底瀬川、山仲川、砥山沢、星尾川、基点第17号と基点第18号を結んだ線（群馬県と長野県の間境）から下流の馬坂川、小坂川、入沢川、奴居出川、落沢川、馬居沢川、市野萱川、道平川、相沢川、屋敷川、黒川川、前沢川、衣沢川、中山川、雁行川、新川、碓氷川、荒久沢川、大平川、水境川、岩井川、倉品川、柳瀬川、天神川、猫沢川、湯ノ入川、九十九川、秋間川、鍛冶屋川、相水川、日向川、雉子ヶ尾川、荇根川、久保川、般若川、小俣川、八咫川、宮川、後閑川、長足川、大沢川、長源寺川、増田川、兎沢川、中川、櫛尾沢川、西の沢川、小竹川、中木川、矢の沢川、霧積川、水谷川、墓場尻川、大字名川、矢崎川、入山川、遠入川、坂場沢、中尾川、藤川、里見川、榛名白川、大沢川、車川、浦川、前沢川、小堀川、高浜川、頭無川、谷津川、駒寄川、中島川、滑川、沢田川、岩城川、掘ノ沢川、宮戸川、榛名川、小和田川、兎沢、九熊沢、細入川、相間川、関沢川、湯ヶ沢川、至ノ川、長井川、三沢川、亀沢、滑川、今朝丸川、一倉川、白沢、銅青沢、赤沢川、塩壺沢、鹿ノ湯沢、丹ノ沢、鳥屋根沢、霧積沢、栗ノ木立沢、六ツ滝沢）並びに大塩貯水池

基点第15号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（鳥川左岸）

基点第16号 群馬県高崎市新町字下河原と埼玉県児玉郡上里町大字毘沙吐との境界（鳥川右岸）

基点第17号 群馬県甘楽郡南牧村熊倉と長野県佐久市田口との境界（馬坂川左岸）

基点第18号 群馬県甘楽郡南牧村熊倉と長野県佐久市田口との境界（馬坂川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、佐波郡玉村町、甘楽郡甘楽町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第6号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | かじか漁業                 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

多野郡神流町、多野郡上野村

(3) 漁場の区域

次の基点第19号と基点第20号を結んだ線から上流の神流川及びその支流（熊の沢、室沢、入沢谷川、十二沢川、飯島川、千ノ沢川、小塩沢、気奈沢川、塩沢川、久保沢、船子川、山沢川、間物沢川、東福寺川、境沢川、橋倉川、野栗沢、奥名郷沢、ムジナ沢、天丸沢、七滝、所ノ沢、赤岩沢、小丸沢、滝の沢、住居附沢川、鏡ノ沢、井戸沢、乙父沢、東沢、西沢、櫛沢、橋ノ沢、黒川、塩ノ沢川、後山沢、大神楽沢、栃倉沢、葡萄沢、大蛇倉沢、ミミヅク沢、長戸沢、北沢、萩沢、細尾沢、栃平沢、中ノ沢、日向沢、カマガ沢、猿巻沢、オボロカヤ沢、仲ノ沢本谷）

基点第19号 多野郡神流町、藤岡市の境界及び国道462号との交点（神流川左岸）  
基点第20号 基点第19号から225度（真方位による。）の線と対岸との交点  
（神流川右岸）

3 免許予定日  
令和5年9月1日

4 申請期間  
令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区  
多野郡神流町、多野郡上野村

6 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第7号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期                           |
|---------|--------|---------------------------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ます漁業   | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
|         | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | おいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | わかさぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |

(2) 漁場の位置

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

(3) 漁場の区域

次の基点第19号と基点第20号を結んだ線から基点第21号と基点第22号を結んだ線(渡戸橋下流端)までの神流川及びその支流(三波川、大沢川、鳥羽沢川、柚木沢、安房沢、太田部沢、法久沢)

基点第19号 多野郡神流町、藤岡市の境界及び国道462号との交点(神流川左岸)

基点第20号 基点第19号から225度(真方位による。)の線と対岸との交点  
(神流川右岸)

基点第21号 藤岡市鬼石304番3 (神流川左岸)

基点第22号 埼玉県児玉郡神川町字姥石川端1082番6番 (神流川右岸)

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

藤岡市、多野郡神流町、埼玉県児玉郡神川町、埼玉県秩父市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第8号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期                           |
|---------|--------|---------------------------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ます漁業   | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
|         | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | おいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うなぎ漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |

(2) 漁場の位置

太田市、伊勢崎市

(3) 漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号を結んだ線（津久見橋上流端）から下流の早川並びに石田川及びその支流（八瀬川、蛇川、聖川、高寺川、大川）

基点第23号 伊勢崎市香林町2丁目1888番（早川左岸）

基点第24号 伊勢崎市香林町2丁目1283番2（早川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

太田市、伊勢崎市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第9号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | こい漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | おいかわ漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         | わかさぎ漁業                | 1月1日から12月31日まで |
|         | かじか漁業                 | 1月1日から12月31日まで |
|         |                       |                |

(2) 漁場の位置

桐生市、みどり市、栃木県足利市

(3) 漁場の区域

次の基点第25号と基点第26号を結んだ線から基点第27号と基点第28号を結んだ線（群馬県と栃木県の県境）までの渡良瀬川及びその支流（広沢川、村松沢、小倉川、西ノ入沢、東ノ入沢、山田川、金屑川、名久木川、むじな久保沢、宮ノ沢、栃久保沢、平石沢、赤地沢、から石作沢、日暮沢、駒形沢、小平川、入山沢川、月下沢、狸穴沢、細入沢、茂木沢、孫沢、小友沢、塩沢川、野山川、湯沢川、深沢川、久良見沢、カケドヤ沢、川口川、笹後沢、矢寄瀬川、猿川、鳥居川、赤城沢、気勝沢川、南雲川、江戸川、不動沢、小田野沢、清水用水、小黒川、田沢川、鷲ノ手沢、沢入川、桜沢、金比羅沢、小野牛沢、大野牛沢、熊の沢川、女蝶畑沢、銅沢、鷹の巣沢、鹿角川（釜ヶ沢）、高樽川、岩下沢、麦久保沢、ヤヨウ川、赤面川、小蛇川、房川、大畑沢、不動沢、湯舟沢、平沢、小中川、東沢、平仁手沢、白倉沢、折揚沢、不動沢、乙溜沢、弓の手沢、大友川、滝の下沢、下ノ沢、牛沢川、上ノ沢、谷頭沢、滝音沢、樋之入川、柱戸川、栃沢、横川、下草木沢、出屏沢、寒沢、日向向沢、日向沢、曲松沢、板倉沢、押手川、イボ沢、塔之沢、バラ沢、宮の沢、黒坂石川、鳥淵沢、尾沢川、足渡戸沢、加藤畑沢、蔭賀沢、梶名条沢、金山沢、中野沢、本沢、奥小屋沢、神戸谷戸沢、名鯉沢、押手沢、春場見川、ホオズキ沢、小川沢、楡沢川）並びに早川貯水池及び早川貯水池から上流の早川

基点第25号 渡良瀬川と桐生川の合流点（渡良瀬川左岸）

基点第26号 基点第25号から22.5度（真方位による。）の線と対岸との交点  
（渡良瀬川右岸）

基点第27号 みどり市東町沢入地先（渡良瀬川左岸）

基点第28号 みどり市東町沢入地先（渡良瀬川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

桐生市、みどり市、栃木県足利市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第10号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期                           |
|---------|--------|---------------------------------|
| 第五種共同漁業 | あゆ漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ます漁業   | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
|         | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | おいかわ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | うなぎ漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | わかさぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで                  |
|         | かじか漁業  | 1月1日から12月31日まで                  |

(2) 漁場の位置

桐生市、栃木県佐野市、栃木県足利市

(3) 漁場の区域

次の基点第29号と基点第30号を結んだ線（大前葉鹿用水樋管）から上流の桐生川及びその支流（小友川、黒川、西ノ入沢、金屑沢、四方寺沢、引田沢、下湯沢川、金沢川、高沢川、高畑沢、大滝沢、コツナギ沢、鍋足沢、七窪沢、茂倉沢、朝日沢、忍山川、大茂沢、アカゴナ沢、キノコイシ沢、カヤダイラ沢、バラクボ沢、穴切川、皆沢川、中川、無名沢、後沢、米沢川、日陽沢、マガツテ沢、後沢、滝ノ上沢、高竹沢、藤生山沢、上ミノ久保沢、コイタ沢、小藤生沢、東原沢、合ノ沢、木ノ根坂沢、屋敷山沢、チンコロ沢、上藤生沢、根場沢、十二沢、カヤデ沢、根本沢）

基点第29号 栃木県足利市小俣町250番地先（桐生川左岸）

基点第30号 栃木県足利市小俣町地先（桐生川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

桐生市、栃木県佐野市、栃木県足利市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第11号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称 | 漁業の時期          |
|---------|-------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
|         | なまず漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市

(3) 漁場の区域

次の基点第33号と基点第34号を結んだ線（谷田川橋下流端）から上流の谷田川及びその支流（基点第35号と基点第36号を結んだ線（二ツ橋下流端）から下流の板倉川、基点第31号と基点第32号を結んだ線（首洗堰下流端）から下流の鶴生田川、楠木川、谷田川導水路）

|        |                    |          |
|--------|--------------------|----------|
| 基点第31号 | 館林市楠町字沼附3607番2     | (鶴生田川左岸) |
| 基点第32号 | 館林市楠町字沼附3606番2     | (鶴生田川右岸) |
| 基点第33号 | 栃木県栃木市藤岡町内野地先      | (谷田川左岸)  |
| 基点第34号 | 栃木県栃木市藤岡町内野地先      | (谷田川右岸)  |
| 基点第35号 | 邑楽郡板倉町板倉大新田3345番   | (板倉川左岸)  |
| 基点第36号 | 邑楽郡板倉町板倉大新田3418番27 | (板倉川右岸)  |

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

館林市、邑楽郡板倉町、邑楽郡明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第12号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時期          |
|---------|--------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | わかさぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

館林市

(3) 漁場の区域

次の基点第37号と基点第38号を結んだ線（近苗橋上流端）から下流の近藤川及び近藤沼

基点第37号 館林市苗木町苗木西2491番1（近藤川左岸）

基点第38号 館林市下近藤町小袋79番1（近藤川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

館林市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第13号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称 | 漁業の時期          |
|---------|-------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

館林市、邑楽郡邑楽町

(3) 漁場の区域

次の基点第39号と基点第40号を結んだ線（大根橋上流端）から下流の多々良川（多々良沼を含む。）並びに基点第41号と基点第42号を結んだ線（新田橋下流端）から下流の孫兵衛川

|        |                |          |
|--------|----------------|----------|
| 基点第39号 | 邑楽町中野六谷社1267番1 | (多々良川左岸) |
| 基点第40号 | 邑楽町中野西ノ谷234番1  | (多々良川右岸) |
| 基点第41号 | 邑楽町新中野93番10    | (孫兵衛川左岸) |
| 基点第42号 | 邑楽町新中野117番1    | (孫兵衛川右岸) |

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

館林市、邑楽郡邑楽町

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第14号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称 | 漁業の時期          |
|---------|-------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | うなぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで |
|         | もつご漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

館林市

(3) 漁場の区域

次の基点第31号と基点第32号を結んだ線（首洗堰下流端）から基点第43号と基点第44号を結んだ線（5号橋下流端）までの鶴生田川（城沼を含む。）及び古城沼

|        |                |          |
|--------|----------------|----------|
| 基点第31号 | 館林市楠町字沼附3607番2 | (鶴生田川左岸) |
| 基点第32号 | 館林市楠町字沼附3606番2 | (鶴生田川右岸) |
| 基点第43号 | 館林市本町三丁目244番14 | (鶴生田川左岸) |
| 基点第44号 | 館林市松原一丁目642番7  | (鶴生田川右岸) |

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

館林市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- 1 公示番号  
共第15号
- 2 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

|         |       |                                 |
|---------|-------|---------------------------------|
| 漁業の種類   | 漁業の名称 | 漁業の時期                           |
| 第五種共同漁業 | ます漁業  | 1月1日から12月31日まで<br>(やまめ、いわなを含む。) |
  - (2) 漁場の位置  
利根郡片品村
  - (3) 漁場の区域  
次の基点第45号と基点第46号を結んだ線から上流のヨッピー川及びその支流  
(猫又川、左俣川、ワル沢、右俣川、川上川)  
  
基点第45号 群馬県、新潟県及び福島県との県境（ヨッピー川右岸）  
基点第46号 基点第45号から45度（真方位による。）の線と対岸との交点  
(ヨッピー川左岸)
- 3 免許予定日  
令和5年9月1日
- 4 申請期間  
令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで
- 5 関係地区  
利根郡片品村
- 6 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第16号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業の時間          |
|---------|--------|----------------|
| 第五種共同漁業 | こい漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業   | 1月1日から12月31日まで |
|         | うぐい漁業  | 1月1日から12月31日まで |
|         | わかさぎ漁業 | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

前橋市

(3) 漁場の区域

赤城大沼及び次の基点第47号と基点第48号を結んだ線（覚満川を横断する県道沼田・赤城線下流端）から下流の覚満川

基点第47号 前橋市富士見町赤城山地先（覚満川左岸）

基点第48号 前橋市富士見町赤城山地先（覚満川右岸）

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

前橋市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

1 公示番号  
共第17号

2 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業の時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称                 | 漁業の時期          |
|---------|-----------------------|----------------|
| 第五種共同漁業 | ます漁業<br>(やまめ、いわなを含む。) | 1月1日から12月31日まで |
|         | こい漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | ふな漁業                  | 1月1日から12月31日まで |
|         | わかさぎ漁業                | 1月1日から12月31日まで |

(2) 漁場の位置

高崎市

(3) 漁場の区域

榛名湖

3 免許予定日

令和5年9月1日

4 申請期間

令和〇年〇月〇日から令和5年6月30日まで

5 関係地区

高崎市

6 存続期間

令和5年9月1日から令和15年8月31日まで